

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都府指定文化財、宇治市指定文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成にも重要なものです。また、これらの文化財に指定又は登録された建造物以外についても、積極的に景観重要建造物への指定を行います。

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

宇治市名木百選に選定されている木々については、積極的に景観重要樹木への指定を行います。

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 樹姿(樹高や樹形)が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの